

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和7年10月15日	株式会社大波止タクシー(法人番号2310001010964) 代表者片山秀光	本社営業所 長崎県五島市東浜町3-5-1 5番1号	輸送施設の使用停止 (170日車)、文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和6年12月23日、適正化実施機関からの情報を端緒に監査実施。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の実施義務違反運輸規則第24条第1項～第3項)、(3)点呼の記録又は点呼の記録保存違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運行指示書に係る(作成)義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(5)書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)	17	17	17	17